



鳥取県公報

平成27年 8 月28日 (金)
号外第 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (44) (税務課) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方税法の一部が改正され、法人事業税に関する経過措置が定められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 法人事業税等の更正決定通知書の様式に、法人事業税に関する経過措置により控除する金額の記入欄を追加する。
- (2) 施行期日は、平成27年 9 月 1 日とする。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。
第53号様式の3の（表面）を次のように改める。

(表面)

法人県民税・法人事業税
地方法人特別税・加算金

更正決定通知書

次のとおり更正（決定）したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納付書により納付してください。

年 月 日

職 氏 名 印

住 所

氏 名

事業年度

年 月 日から

年 月 日まで

通知書番号

法人番号

区 分		課税標準額 (本県分)	税 額	均等割額	還付利子割額			
法人県民税	更正(決定)額	千円	円	円	/			
	既申告(更正・決定)額							
	差引不足税額等					円		
法人事業税及び地方法人特別税	所得割	更正(決定)額		加算金	過少申告			
		既申告(更正・決定)額						
		差引不足税額等						
	付加価値割	更正(決定)額		重	不申告	/		
		既申告(更正・決定)額						
		差引不足税額等						
	資本割	更正(決定)額		更正(決定)の根拠法令	法人県民税 地方税法第55条、鳥取県条例第44条 法人事業税 地方税法第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、鳥取県条例第63条 地方法人特別税 地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条	/		
		既申告(更正・決定)額						
		差引不足税額等						
	収入割	更正(決定)額						
		既申告(更正・決定)額						
		差引不足税額等						
計	更正(決定)額							
	既申告(更正・決定)額							
	差引不足税額等							
更正(決定)額の算出基礎	法人事業税	課税標準額		税率	税 額	法人県民税		
		所得割	所得金額総額	円		円	課税標準となる法人税額	円
			年 万円以下の金額			円	分割法人における課税標準額	
			年 万円超 万円以下の金額				法人税割額 /100	
			年 万円超の金額				外国法人税等控除額	
		計				仮装経理控除額		
		軽減税率不適用法人の金額				利子割額控除額		
		付加価値割	付加価値額総額				差引法人税割額	
			付加価値額				既還付利子割額納付額	
			資本割	資本金等の額総額			均等割額算定月数	月
	収入割	資本金等の額				均等割額		
		収入金額総額				仮装経理繰越控除額		
		収入金額				利子割額		
	合計事業税額				関係する利子割額に	控除した金額		
	平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額					控除しきれなかった金額		
仮装経理に基づく事業税額の控除額					既還付利子割額			
差引税額					既還付利子割額納付額			
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される事業税額					申告納期限	年 月 日		
地方法人特別税	基準法人所得割額	円			税務官署処理年月日	年 月 日		
	基準法人収入割額				更正請求書	年 月 日		
	合計地方法人特別税額				指定納期限	年 月 日		
	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額							
差引税額								
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される地方法人特別税額								
加算金の算出基礎	区 分		対応税額	率	加算金額	納付場所		
	過少申告加算金	通常分	円		円			
		加算分						
	不申告加算金	通常分						
加算分								
重 加 算 金								

注 「平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額」及び「仮装経理に基づく事業税額の控除額」の内訳を記載した書類を添付すること。